

保険学の歴史と体系

小川 浩 昭

目 次

1. 保険学史
2. 保険学の体系
3. 保険学の課題

1. 保険学史

およそ理論、学問は歴史的課題を担って登場してくるといえるのではないか。そして、解くべき実践への指針をも提供しているのである。歴史に残る経済学者は、かれらが生きているその時と処における歴史的課題を適切に把握し、実践への指針を提供した人といえる（杉本 [1981] p.20）。だからこそ、かれらは長い年月を生きつづけ、時間という厳しい評価にも耐えたのであった。アダム・スミス（Adam Smith）は近代資本主義勃興期の経済学者として国民経済の発達を想定して、『諸国民の富の性質と原因に関する研究』（『国富論』）を著した。しかし、イギリス資本主義成熟期のアルフレッド・マーシャル（Alfred Marshall）の頃になると、資本主義の内的矛盾としての「貧困」が深刻な問題となり、「貧困」がマーシャル経済学の主要なテーマとなった。また、資本主義から社会主義への移行を予見したカール・マルクス（Karl Marx）は、富と貧が対局的に蓄積されていく資本蓄積の法則を研究した。

保険学においては、偉大な保険学者の手によって体系的な研究が当初よ

りなされてきたわけではないが、その時々課題に応えるべく、保険に関する研究が成されてきたといえる。その意味で、保険学の歴史は保険の歴史に対応するものである。保険学は商業学より分岐した。15世紀末の「商業革命」は、商品の量・質の飛躍的増大・発展をもたらし、商業が非常に重要となったため、もはや商人の日常活動の要求に応えるというのみではなく、商業を中心に経済活動を解明するという課題を担って商業学が登場した（久保村＝荒川編 [1977] p.31）。それは、商人資本の存在と商人資本による生産支配を背景としている（同p.32）。商業学は商取引を主題としたが、商取引が契約を伴うために、その研究が法律の問題としても取り上げられ、さらに、商取引補助手段として運搬、保管、保険などの研究が実務本意に展開された（庭田 [1972] pp.4-5）。

保険は地中海貿易の発達を背景に、生成・発展した。当時の唯一の保険は海上保険であり、その取引内容や慣行がしだいに高度化してくると、貿易業者や保険業者に取引慣行を組織化し、これを系統的に理解し、応用していくための海上保険の学問的研究の必要性が生じた。また、海上保険に関して訴訟事件が生起し、裁判官や弁護士もその研究を始めた。このような実際の必要性は主として保険契約の問題とされたことから、法律論的研究を中心とする海上保険論が研究された（亀井 [1969] p.3）。初期の文献としてSanterna [1552]、Stracca [1569]¹⁾があげられ、両書とも法律家の手によるものであり、前者はアンコーナ（Ancona）の海上保険証券に注釈を加えたもので危険の概念の解明、保険と賭博の限界づけに研究の重点が置かれ、後者は海上保険証券の詳細なコンメンタールが展開されていた（木村 [1990] pp.247-250、坂口 [2005] p.267）。また、後者では、「保険とは、一定の約定した価格を対価として、海または陸で運送される物の危険の引き受けである」との保険の定義があり、世界初の保険の定義と思われる（木村 [1990] p.249）。保険を危険の売買契約と捉えていた。このように、16世紀半ばの海上保険に関する研究が保険学の始まりといえる

1) Santerna, Petro [1552], *Tractatus de assecurationibus et sponsionibus mercatorum nunc primem in lecem datus*, Venetiis. Stracca, Benvenuti [1569], *De assecurationibus*, Venetiis.

が、それは商業学より派生しながら、法律論的性格が強いものであった。

自然科学の発展と共に統計学や確率論が発達し、人の生死についてのデータ整備と相俟って、17世紀にはそれらを応用した生命保険数理の研究についての萌芽が見られた(石田 [1993] p.2)。当初は、国家財政の窮乏に当たり、その補填を兼ねた年金研究がみられた。18世紀になると科学的な生命表の作成や年金計算の研究方法が完成し、これらの数理技術は保険料算定に科学的基礎を与え、保険運営の技術論を形成し、保険数学・アクチュアリー学として成立した。海上保険の研究からアクチュアリー学成立の間に保険公営に関する研究も現れ、前述の財政目的のためにトンチン年金が登場し、強制保険に関する研究も行われたが、いずれも部分的研究にすぎず、保険に関する研究が学問的なまとまりをみせたのは19世紀に入ってからアクチュアリー学であるといえよう。

アクチュアリー学は、アクチュアリー協会が各国で設立され、学会的な役割を果たしたことにより発展した。1848年イギリスで初めてアクチュアリー協会が設立され、学問教育の施設として講義を開催し、試験を行って称号を与えた。1850年に最古の保険専門誌アクチュアリー協会雑誌(The Journal of the Institute of Actuaries)の第1号が「保険雑誌」(Assurance Magazine)という名称で発行された(Braun [1963] S.234、水島訳 [1983] p.282)。イギリスのアクチュアリー協会の活動に触発されて、1888年オランダ、1889年アメリカ、1890年フランス、1898年イタリアなど各国でアクチュアリー協会が設立され、こうした国際的な動きから各国研究成果の国際交流のために国際アクチュアリー会議が開催されることとなり、1895年にブリュセルにおいて第1回会議が開催された(同S.393、同訳p.466)。近代保険が生成したイギリスは、保険学においても世界を先導した。

1895年、1898年の第1、2回国際アクチュアリー会議に参加したドイツは自国の遅れを痛感し、保険学の一分野ではなく全分野のための団体として、1899年にアクチュアリー協会ではなく、ドイツ保険学会を設立した(同S.392、同訳p.464)。また、1906年ベルリンで開催された第5回会

議から名称が国際保険会議となり、生命保険以外の私的保険ばかりでなく社会保険にも対象が広がっていき、国際保険学会となっていく（同S.394-395、同訳p.467）。さらに、特定の保険分野から保険全体へと発展するこの時期に、保険の経済的な研究も始まり、保険が法律、数学、経済、医学など多面的に研究されるようになった。

19世紀後半の社会保険の登場によって、ドイツでは保険の国家学的立場からの研究が行われるようになり、保険の経済学的研究、集合科学的把握がなされ、ドイツ流の総合保険学が形成された。それはまた、保険の本質を重視する研究の流れともいえ、保険の本質との関係で保険研究の沿革をみれば、海上保険創始の時代は法律的研究が中心で賭博保険契約との法律的差別論から本質論が研究され、生命保険が起こると数理的統計的見地からの本質論研究がなされ、損害保険と生命保険の統一的把握が問題になると漸く経済学者の保険研究が進み、社会保険の台頭によって社会政策学者の関心をも引くようになり、分化的研究から保険本質論は迷宮に入り、総合的な研究が指向されるようになったといえよう（三浦 [1935] pp.6-7）。

このような状況から、ドイツでは保険学とは集合科学であるとの見解も登場した。1899年に設立されたドイツ保険学会の定款において保険学は次のように定義されている。

「保険学とはその存立および発展が保険制度に役立つ法律学的および経済学的ならびに数学的および自然科学的知識の諸部門を言う」

一方、英・仏・米では、保険の個別的な研究が進み、法律、経済、経営の観点ではなく、保険種目別の研究が完成され、海上保険論、生命保険論、火災保険論、社会保険論、新種保険論が登場してきた（亀井 [1993] p.5）。以上のような流れで20世紀初頭を迎えるが、わが国に引き付けると、わが国は明治維新から近代化する過程で近代化するための道具として保険制度を輸入したが、その学問である保険学も輸入学問であった。その中心は、英米流の保険種目別の保険学と集合科学的なドイツ保険学であっ

た。そこで、その後の保険学の展開はわが国保険学の歩みとしてみてみよう。

わが国では福沢諭吉が1867年に『西洋旅案内』で保険を紹介しており、これがわが国で保険を体系的に紹介した最初の文献とされる（小林 [1989] p.291）。さらに福沢は、1868年（明治元年）に行われていたといわれるウェーランド（Francis Wayland）の経済書（*The Elements of Political Economy*, 1837）を使った講義において、保険を教えたようである（小林 [1997] pp.175-176）。経済書に出てくる保険の考察であり、保険そのものの考察が目的ではないが、おそらくこれがわが国の保険教育の始まりといえるのではないか。もっとも、明治初期の各学校では保険は独立した講座を与えられておらず、福沢のような経済学との関係よりも、法律の分野で海商法、海上法の科目で海上保険を中心に講じられていた（小林 [1994] p.37）。1885年頃福沢は保険科目を専門科目に指定し（同 p.33）、1890年には大学部を設け、理財科を設置した。この理財科の主任教授にドロップパーズ（Garrett Droppers）が招かれ、経済学的に保険を講じた。明治初年のわが国における保険の講義は前述の通りであるが、主として外国人講師の、しかも商法学系の学者が法学面を中心として行っていたのが一般的なようなので、ドロップパーズの講義は、法学ではない経済学的な保険学の始まりとされる（小林 [1989] p.306）。このように福沢は、日本における保険の啓蒙に大きな役割を果たした。

保険学としての教育は、1878年（明治11年）三菱高等商業学校で専門科目に保険の講座が設けられ、1879年（明治12年）には東京大学法学部の学科課程に海上保険法、慶應義塾法律科に保険法の講座がそれぞれ設置された。さらに、1893年（明治26年）村瀬春雄が東京高等商業学校（現在の一橋大学）で保険論を講じた。志田鉀太郎は東京帝国大学卒業半年後（1895年4月）に開業した真宗信徒生命保険の設立に関わり、保険に関する人々の知識情報の少なさ、多くの人に保険を知ってもらいたいという思いから、同窓で保険に興味を持っていた栗津清亮、玉木為三郎を誘って、その前年（1894年）に「研究会」をつくったが、これが保険学会の設立といわ

れている（志田 [2015] p.34）。1895年には保険学会より『保険雑誌』が刊行され、後に『保険学雑誌』と改題された。

村瀬は1899年以後『海上保険講義要領』、『火災保険講義要領』等の名著を残し、その門下から田崎慎治、藤本幸太郎、瀧谷善一、加藤由作等の多数の優秀な保険学者が出た。その学風は、英・仏流の個別保険にとって重要な保険法・約款論に実務を加えた商業学的なものであり、一橋大学における一つの伝統として受け継がれた観がある。

一方、志田は、1897年から村瀬と同じく東京高等商業学校の教授をし、1898年に出発した海外留学（1898-1902年）では「レクシスの原理」（給付・反対給付均等の原則）で有名なレクシス（Wilhelm Lexis）のゲッテュグ大学における保険ゼミナール（1900年夏季ゼメスター）に参加し、そこで知ったマーネス（Alfred Manes）の保険学説を「入用充足説」として帰国後紹介し（同pp.64-68）、わが国学会に広く普及させると共に、経済論的な保険総論の形式を試みた。門下に印南博吉がいる。なお、志田は1901年パリで開催された第3回国際アクチュアリー会議において、その数年前の大学院生時代に携わった法典調査会新商法起草委員補助の仕事に直結する新商法の保険法部分を紹介するというテーマで発表をしており、日本保険学界にとって最初の邦人海外発表であったといわれる（同pp.69-70）。

京都大学では小島昌太郎が大著『保険本質論』（小島 [1925]）を公刊し、経済生活確保説として保険本質論を展開し、経済学的な保険学の重要な一派を形成した。その門下には、近藤文二、佐波宣平、西藤雅夫らがいる。

このような流れのなかで、ドイツ流の総合保険学を保険総論として、英・仏・米流の個別保険学を保険各論として位置付ける傾向が強まり、この伝統は現在でも継承されており、そのため日本の大学では保険経済と保険経営との両面の研究を含んだ「保険論」あるいは「保険総論」なる学科科目が古くから設置されている（亀井 [1993] p.6）。

前述のとおり、わが国の保険学は「輸入保険学」であり、わが国の伝統的な保障制度や保障文化に対して保険が極めて異質であるため、保険本質

論重視のドイツの系統を引き、保険本質論が盛んとなった。それが、保険の本質の法律的把握に反対して、損害保険と生命保険さらには社会保険も含めて一元的に保険を定義しようとする努力となって現れ、この動きにつれて、保険経済学の重要性が認識されだしたのである（庭田 [1962] pp.2-3）。1940年保険の経済的研究を目的とした「日本保険学会」が設立されたが、太平洋戦争のため一時休止となった。

このように、明治維新から欧米列強にキャッツアップする近代化が挫折する第2次世界大戦敗戦までの過程において、世界的にみて、かなり早い段階から高等教育において保険が取り上げられ、学会の設立も早く、近代化のために保険が重視されていた。

戦後は、1950年に保険学会が復活することとなり、それに当たって、旧保険学会を吸収して、保険法、保険数学、保険医学等も含めた総合保険学会を目指して、日本保険学会が復活した。年度大会、部会を通じた研究報告会を開き、その成果を公刊するために旧日本保険学会の『保険学雑誌』を継承している（大林 [1995] pp.258-259）。

戦前からの保険本質論重視が戦後に引き継がれるが、戦前は入用充足説、経済生活確保説を軸に、各保険学説を考察し支持する学説を明示するという形であったが、戦後は独自の保険学説を提唱する動きが活発となる。一元的把握において、保険の二大原則である給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則が軸とされ、こうして戦前からの流れを汲む保険本質論、保険の二大原則重視の伝統的保険学が形成される。

しかし、保険本質論偏重との批判が生じ、やがて伝統的保険学離れとなり、保険研究の転機を迎える。この戦前から戦後の過程において保険経済学が重視されるが、特にマルクス経済学が重視され、戦後の近代経済学対マルクス経済学の様相において保険学でもマルクス経済学が優位となり、保険本質論争の他に保険資本論争、保険利潤源泉論争など活発な論争が戦わされるが、主題から示唆されるように、マルクス経済学によるものであった。したがって、保険経済学重視はマルクス経済学重視であり、伝統的保険学離れは、マルクス経済学離れという面も有した。それは、保険研

究の特殊性に対する批判でもあり、他の学問分野との交流も可能となる一般性追求の動きでもあったが、保険経済学のマルクス経済学から近代経済学への移行でもあった。

保険本質論偏重に対する批判は、早くも佐波 [1951] にみられる。しかし、それは、保険学者の数だけ保険学説があるといった状況に対する批判であり、自ら保険を定義づけることを放棄するという批判なので伝統的保険学の枠組みの中にある。これに対して、水島一也は佐波 [1951] を支持しつつ保険の定義をめぐる努力を放棄し、保険学の一般性と特殊性を重視した議論へと高度化させる（水島 [1967]）。具体的な発展としては、水島 [1967] を先行研究とする高尾 [1987] にみられる。

高尾 [1987] は、保険学における一般性と特殊性の議論から伝統的保険学を批判し、他の学問領域のイノベーションを察知・吸収し、保険論分野に応用する能力が要求されるとする。伝統的保険学は、保険団体を重視し、保険者は保険団体の順調な運営のための無色透明な潤滑油とする点を批判し、全体論的なパラダイムから原子論的なパラダイムに移行すべきとする。また、伝統的保険学では異常例ないしは例外として扱われてきたモラルハザード、逆選択を保険性の運行に必然的に伴う摩擦現象とする。保険本質論偏重の批判から、一般性、特殊性を軸とした高度な議論となっている。高尾 [1987] は、水島にみられる理念的な一般性、特殊性の議論を他の分野のイノベーションの応用を意識しつつ、研究の方向性、具体的な提言に発展させた。こうした一連の流れは、前述の保険経済学のマルクス経済学から近代経済学への移行でもあった。

2000年代に入ると、リスクを保険学の出発点とすべきとのリスク重視の保険学指向が見られるようになる。米山 [2005] は箸方 [2003] のリスク重視の保険学を支持し、一般性と特殊性の議論を保険学の再生を目指す形で高度化させる。すなわち、一般性と特殊性の議論を保険自体の理論と保険に関係する外延の研究の関係とし、「中核」と「外延」によって規定されているとする。この「中核」と「外延」を「土台」と「自立」に転換し、保険理論を脱中心化すべきとする。土台を通して関連分野と会話する

ための共通言語を獲得し、新しい一般性の上に保険論を再生する唯一の方法であるとする。目指すべき一般性を重視した保険学の再生において、共通言語としてのリスクを重視する。規制緩和・自由化を背景に注目されてきた金融工学、情報の経済学などの隣接科学の最新理論からいかに学ぶべきかという課題から保険学の再生に課題が移行し、保険と金融の融合といわれる一般性が指向されている。

また、リスク重視の流れは、アメリカ保険学の動向をフォローする流れでもある。アメリカ保険学では、テキストの名称の変遷に象徴されるように、従来InsuranceというタイトルがRisk Management and Insurance (RMI) となり、リスク、リスクマネジメント重視となっている（塗 [1972] pp.203-205）。20世紀はアメリカの世紀と言われるほどで、19世紀のイギリスに代わって、保険学も含めたあらゆる面においてアメリカの影響が大きい。先の保険学の動向において19世紀末までは、イギリスを中心にヨーロッパの動向として考察し、それ以後わが国の展開としてみたが、19世紀末以降の海外の保険学の展開としてここでアメリカのRMIへの流れを簡単にみておきたい。

アメリカ保険学の特徴は、19世紀からリスク概念が注目されていて、20世紀にはリスク論争もみられ、前述のとおり、InsuranceからRMIへと発展した。アメリカにおけるリスク概念の学說的始点とされるウィレット (Willett, Allan H) のリスク概念 (同p.202) は、リスクを「主観的不確実性の客観的相関である」 (Willett [1951] p.6) とし、保険を「多数個人のリスクの1個人または多数人からなる1団体への転嫁」 (*Ibid.*p.71) とするので、保険学説史上は、後にみる「危険転嫁説」に含まれる。この危険転嫁説はリスクマネジメント論の源泉になったとの指摘もある (大林 [1995] p.269)。1960年代にはリスク概念をめぐって活発な論争も行われる (塗 [1972] pp.202-203)。こうしたリスク概念をいわば鍛える過程は、リスクを重視することに外ならず、リスクマネジメント重視となるが、それまでのリスクマネジメントがリスクマネジメントとしつつも実態は保険マネジメントであったことから、本来的な意味でのリスクマネジメ

ントになることであった。これは、リスクマネジメント手段において唯一の絶対的な存在であった保険が一つの手段に成り下がる「保険の相対化」であり、繰り返しになるが、テキストのタイトルがInsuranceからRMIへと変化したことに象徴される。こうしたリスクマネジメント重視の保険学の動向が、わが国を含めた保険学の動向に大きな影響を与えた。

さらに、ブレトンウッズ体制の崩壊を契機とする金融市場の自由化によって、金融デリバティブが登場し、1980年代に金融のイノベーションが起こると、1990年代には異常災害の多発を背景に保険の限界に対応すべく金融イノベーションを利用したリスクマネジメントにイノベーションがみられ、ART (Alternative Risk Transfer) 等が登場して保険の相対化が進化する。これは、経済・金融の米国化・金融化でもあり、保険の相対化は、保険を金融に融合させ、保険学も金融論に飲み込まれるような動きもみられるようになった。1990年代は、米国化・金融化によってグローバリゼーション、グローバル・スタンダードがあらゆる面で幅を利かすが、保険、保険学においては、グローバル・スタンダードへの掛け声とともに、その特殊性を軽視して一般性重視の金融、金融論に包摂されるような力が働いた。

2010年代になると、第4次産業革命、デジタル革命などと言われる社会変革がみられ、その特徴は様々な分野 (X) にIT (Information Technology) が入り込み、X-Techと言われるオンライン、デジタルを使った様々な画期的な現象がみられる。1990年代のグローバリゼーションはIT革命も背景とするが、IT革命が異なる次元に進んだ。保険 (Insurance) に関しても、InsurTechと言われる。InsurTechは保険のデジタル化を象徴する現象であるが、保険のデジタル化が保険学に変革を迫っており、近年ではInsurTech時代の保険学が求められている。

2. 保険学の体系

保険は資本主義社会の下で生成・発展してきた経済制度である。人々が保険に何を求めているかといった点から考えれば、それは経済状態の

安定・存続のための機能であろうから、保険はこのような特定の経済的目的に向けての経済制度といえる。したがって、このような保険を認識対象とする保険学は、まず保険経済学であらねばならない。この保険経済学は広義の保険経済学であり、狭義の保険経済学、保険経営学、保険学学理より構成される。そして、広義の保険経済学は、哲学、論理学、社会学、商学、金融論、リスクマネジメント論などを基礎諸学とし、また、保険法、保険数学、保険工学などを補助諸学とする。基礎諸学、補助諸学として関連諸科学を配置することにより、集合科学としての保険学が否定される。

狭義の保険経済学は社会経済・巨視的立場からの考察が中心であり、保険経営学は個別の経営主体・運営主体の立場からの考察が中心である。しかし、全体＝社会と個別といっても、企業には公共的性格が看取され、経営が単純に個別の論理では律しきれなくなっているといわれて久しい(庭田 [1974] p.28)。現代企業では、企業使命が重視され、企業はミッションを設定し、社会の問題を解決するソリューションの担い手とされ、特に新興企業では自社のミッション、ソリューションが喧伝される。私企業が社会発展に貢献するにつれ、より高次の存在になったという面もあるが、地球環境問題、格差の拡大など資本主義社会の矛盾が資本主義社会の持続可能性の限界を超えそうな勢いであり、資本主義社会が危機的状況に陥り、資本自身がこの矛盾に取り組まなければならないほどに危機が迫っているという面がある。

経済学的には、利潤原理という資本の運動原理は変わらないものの、利潤の計算に環境負荷というコストを意識せざるを得なくなってきたということである。たとえば、「これまで経験したことがない大雨」が毎年のように降るようになり、その度毎に大きな被害が発生し、資本にも大きな損害を発生させている。保険にとって重要なリスクという用語に引き付けると、これまで経験したことがないようなテール・リスク＝ブラック・スワンが日常化してきたということである。2020年のコロナ・ショックでESG (Environment, Social, Governance) 投資が加速したが、底流にブラッ

ク・スワンの日常化というリスク社会の深化がある。

時代文脈としては、狭義の保険経済学も保険経営学もブラック・スワンの日常化＝リスク社会の深化を見据えなければならない。経済的保障機能と金融的機能を保険の二大機能とすれば、リスク社会化の深化で経済的保障機能の面で保険の限界が露呈され、ART等の保険代替手段が保険を代替して保険の相対化を進展させる一方で、保険や保険代替手段はリスクファイナンス手段に過ぎずリスク自体に働きかけをしないが、ブラック・スワンの日常化を止めなければならなくなり、そのためにはリスクコントロールが求められる。ESG投資は、リスクを減少させるリスクコントロールという資金の流れといえ、保険の金融的機能はこの面からリスクに働きかけることができる。狭義の保険経済学は、経済的保障制度としての保険を軸に、保険経営学は、個別資本の運動を軸としながら、時代文脈を紐解かなければならない。

狭義の保険経済学は、保険理論、保険史、保険政策より成る。保険理論は、危険と保険、保険の仕組みと原理、保険の機能、保険成立の範囲と限界、保険類似制度との比較、保険の分類、保険料および保険金の性格、保険料の決定理論、保険資本の性格などにより構成される。これらは、特定の保険種目ではなく、保険一般の次元での考察を基本とするので、保険総論となる。

保険史は、近代資本主義社会という人類の歴史の特定の段階に登場した保険の生成・発展を考察する。必然的に、保険が資本主義社会と共に生成・発展してきたことを跡付ける。それは、もちろん単なる事実の羅列に終わるのではなく、保険の性質が歴史展開のなかで明らかにされるということに意義があるのである。この点において、保険史は保険理論と密接に関係する。さらに、保険現象に関する各種の法則を導き出すのは保険理論の役目であるが、保険現象が歴史的であることからすれば、理論は史実の中からの抽象によって生まれて来る側面があり、理論の展開が現実と遊離した虚構に終わることのないように、絶えず史実と照らし合わせてその妥当性を検証するという作業が必要である。一方、理論は史実研究の導きの

糸として不可欠であることから、保険史と保険理論との関連の重要性については、十分に認識する必要がある（水島 [1995] pp.31-32）。史実は海上保険、火災保険、生命保険といった個別具体的な保険現象として生じるから、史実研究は必然的に保険各論の次元となり、狭義の保険経済学としての保険史ではあるが、保険各論の次元での保険を基本としながら、保険一般の史的展開へと理論化、すなわち、保険の生成・発展の考察とならなければならない。

保険政策は、国家が一定の目標を定め、保険および保険事業をその目標へと誘導する一切の手段であり、保険理論実践の国家的形態である（庭田 [1972] p.14）。かなり以前から保険政策論は保険経済学の中でもっとも研究が遅れていると指摘された（同p.16）。経済がグローバル化し、保険規制もグローバル化してきて、しかも規制の基準がリスクを計量する高度化したものとなってきているので、グローバルな保険規制との兼ね合いで研究が進んできているが、保険政策の本格的な研究には至らない。保険政策は経済政策に対応して、保険成長政策、保険安定政策、保険公正政策の3つに大別される。保険政策が充分説得力を持つためには、理論的基礎が強固でなければならない。保険理論と保険政策論は絶えず互いに働きかけ、改定しつつ進むことによって、自己の存在を高め、より確実なものとするのできるのである。そして、政策が将来に関するものであることから、将来のための歴史への問いかけは不可欠であり、保険史は保険政策の手段の決定に当たって、将来に向けての判断のための客観的材料を提供する。また、政策は将来の目指すべき姿を想定しつつ取られるので、保険の現代史の延長線上に描かれるものである。保険政策は、保険史とも密接な関係となる。

このように、保険理論、保険史、保険政策は密接に関連しながら、狭義の保険経済学を構成しているのであるが、史実の集積から理論を構築し、現実の問題にどう対応していくのかを政策として考えるというのが3者の基本的な関係となる。

保険経営学は、経営経済学的観点から個別資本の運動法則を分析するこ

とが基本である。それは、「保険経営経済学として、経済学と経営学の視角、手法や内容を受け継ぎ、源泉として、保険の特殊性や特異事情を含めて分析し、解明することを使命とする」（庭田 [1970] p.6）。保険経営の発達は著しく、その規模が大きく、活動範囲が広がれば、その活動によって保険経済が動く場合もあろう。それでいて、やはり保険経営は保険経済の動向に規定され、保険経済の正しい把握に基づき保険経営の在り方が常に問われる。もっとも、護送船団体制下の保険行政では、厳格な指導が成されており、保険経済の正しい把握とは、実は保険行政の意向の正しい把握との側面があったといえよう。この点から、自由闊達な経営活動が展開しにくく、どのような規制がなされ保険企業の経営が制約されているかを整理することが、保険経営学の大きな部分を占めていた。したがって、護送船団体制下では保険経営学を積極的に展開するような状況ではなかった。換言すれば、国家の干渉によって、保険経営学はその内容を乏しくされていた、ということである（庭田 [1970] p.6）。

しかし、1996年の日米保険協議決着によって大きく自由化が進み出し、世界的にも1990年代のグローバリゼーションは金融グローバリゼーションの側面を持ち、金融規制は国際金融規制となり、国際監督機関による国際金融規制に従いながら、世界的に自由な市場で活動するという環境下での保険経営となってきた。その規制はソルベンシーマージン規制を中心としたリスクの計量化を伴う、ORSA（Own Risk and Solvency Assessment）を含むERM（Enterprise Risk Management）を求めており、保険会社に高度なリスクマネジメントを求めるものとなっている。この背景には、リスクマネジメント自体の発展があり、前述のとおり、アメリカ保険学の動向はRMIとなっている。保険経営学は、保険会社のリスクマネジメントとしてリスクマネジメント論の成果を活かした考察が中心の一つとなる。

また、保険の特徴の一つは保険企業が多様であることである。保険企業特有の企業形態である相互会社、協同組合、そして、国家までもが保険者となるなど保険企業が多様であることである。個々の企業形態ごとの考察が必要である。国家による保険については、保険国営論の考察というより

も、保険政策として考察される。企業形態については、保険特有の相互会社形態の考察が重要である。株式会社との比較ばかりでなく、協同組合との比較から、保険の相互扶助性の議論に関係する。保険の相互扶助性の議論は、保険相互扶助制度論が根強いこともあり、保険本質論、保険の原理と仕組み、保険史から体系的に考察される必要があるが、保険企業が核心的な要素となる。

ところで、保険経営学の体系は、大きくは、保険をいかに売るかという保険取引の問題を中心とした保険マーケティング論と保険資金運用を中心とする保険金融論により構成される（庭田 [1972] p.18）。このような整理の仕方は、保険の2大機能が経済的保障機能と金融的機能であり、それに対応するように保険会社の業務も経済的保障業務と金融的業務が中心となるからである。

マーケティングという概念は私企業のみに関連するものではなく、非営利組織とも関連すること、財・サービスの提供者の概念であり、財・サービスの供給活動全般に関する概念である。その上で、保険マーケティングとは、保険サービスの供給活動全般に関する概念であり、保険サービスの提供者＝保険の運営主体・経営主体の概念である。したがって、私企業＝保険会社（株式会社、相互会社）、協同組合、国家という運営主体・経営主体と関連した概念である。保険サービスの供給に関しては、経済的保障という保険サービスの内容が重要であり、基本的にアンダーライティングに始まり、保険金支払に終わる。アンダーライティングにおいては、料率決定、保有・再保険が関係する。

デジタル革命によって、メード・イン・スマホといえるほどに様々な取引がスマホ（スマートフォン）で可能となり、保険においてもInsurTechの重要な一つとしてスマホでの保険販売があげられる。また、ウェアラブル機器によるデータを利用した健康に関わる医療保険、ドライブレコーダのデータを使った自動車保険など、保険料の算出において、IoT（Internet of Things）でビッグデータを集積し、AI（Artificial Intelligence、人工知能）で分析するというデータ・ドリブン保険が生命保険でも、損害保険でも大

いに成長しそうである。InsurTechの衝撃は極めて大きく、保険はアンダーライティングに始まり保険金支払いに終わるとしたが、従来にない形式の賦課方式などもみられ、保険のデジタル化ではUI (User Interface)、UX (User Experience) が重要なので、InsurTech時代の保険経営学が求められる。

保険金融論は、かつて生命保険の資金運用論といえたが、損害保険、協同組合保険にも保険資金の蓄積は見られ、社会保険でさえ金融との関りが指摘され、また、保険会社の業務展開において金融関連業務への進出が見られるなど、保険の金融に関する現象は高度化・複雑化している。そこで、単なる資金運用論ではない、高度化・複雑化した保険の金融現象を分析する保険金融論が必要となっている。しかし、現状保険会社の資金運用論の域を出ず、体系性を有した保険金融論の本格的な展開が待たれるところである。前述のとおり、資金の流れをESG重視としないと、資本主義社会が持続不可能となりそうである。

保険学学理は、保険学方法論、保険学史、保険学説史＝保険本質論により構成される。方法論とは、知識を得るための方法を考察することである。知識は「ひとりみずからある」、「どのみちみつかる」というものではないので、知識に行き着くための方法は重要である（下中編 [1995] pp.1301-1302）。科学一般についての方法論は、保険学にも適用される。特に、保険学が集合科学的に捉えられ、保険学の科学的基礎づけが困難となるにいたって、保険学方法論は重要とされた。保険学史は、保険学の歴史を考察したものである。およそ学問、理論は歴史的課題を担って登場し、発展するので、その時代時代の保険をめぐる課題と保険学との関係が考察される。保険学説史は、保険の本質に基づいて、その目的、手段を寸言のうちに明示した保険学説についての検討である。個々の保険学説についても、それぞれ学説が成立した時代背景があり、時代背景と学説の関係が考察される。「社会科学の対象は人間行動とその様式の展開であるが、人間の行動とその様式は、歴史性を度外視しては適格に認識されない」（久保村＝荒川編 [1977] p.66）ので、保険学説自体が歴史的産物であ

る。保険の本質は、諸理論が修練されて支柱となったものであり、また、それを支柱にして諸理論は矛盾なく整理され、体系づけられる関係にある(庭田 [1995] p.31)。

保険学説は保険学者の数ほどあるともいわれ、保険の本質偏重の保険学研究に対して、概して批判的見方が多いが、自ら拠って立つ保険本質論がなければ、体系性を有した保険学の展開は不可能であろう。

保険学学理などという、現実の保険の分析、利用に向けた勉強には役立ちそうにない考察が、保険学を特殊な、馴染みにくい学問とし、保険教育上好ましくないとさえされるかもしれない。しかし、大学教育、高等教育を前提とすれば、実務重視の職業訓練のような勉強をするのが大学教育、高等教育ではないだろう。もちろん、新卒者を中心に考えれば、社会に出て職業人としてやっていくための実務的な勉強、キャリア教育というのが重要であるが、それはそのような科目も大学教育、高等教育として配置すべきというに過ぎず、学問をするのが大学の基本的な使命であるから、保険に関しては保険学となろう。そうであれば、保険学学理なども当然含まれるべきである。

3. 保険学の課題

保険教育というテーマは、かつて先進的な研究者による保険学のあり方に関わるテーマであったが、この10年で生損保両業界の関心事項になり、日本保険学会でも取り上げられることとなった。このように保険教育が注目されるようになったのは、大きく3つの要因によると考える。第1に金融自由化による米国化・金融化の流れでわが国保険教育の米国化の研究がなされたこと、第2に2000年代のOECDによる金融教育重視の流れが2008年世界金融危機を受けて各国の国際公約の水準へと引き上げられ、金融に保険も含まれていることである。そして、今一つ重視しなければならないのが、今正に進んでいるわが国大学教育改革の流れである。ここで注意しなければならないのは、第1の流れが根源的な流れであり、その矛盾の発生としての金融危機へのフォローが第2の流れであり、第3のわが国大学教

育改革の流れもわが国大学教育改革が第1の流れに飲み込まれたことを意味するということである。

その流れを重大な影響を与えるものとするならば、大学における保険教育は、大学教育改革を土台にして論じるべきである。そして、保険教育としては、大学教育のみならず初等・中等教育も含めて考えるべきである。特に、小・中学校の学習指導要領が2017年に改訂され、高大接続改革が進められていることからすれば、なおさらである。しかし、ここでは大学教育に限定する。

この点において、近年の日本保険学会の動向がやや心配される。改革が進む大学教育において、いかに保険学のカリキュラムを体系的に組んでいくかを考えることが最重要課題であると考えているが、学会の動向がそのような課題に向けての活動にはなっていない面があるからである。その最たるものが、1966年第1回の調査が行われてから2006年に第7回の調査が行われた「大学における保険教育の調査」（アンケート）が、前回実施から10年以上経っても依然として実施されないことである。もちろん、学会も様々な取り組みを行っている。たとえば、2017年度の日本保険学会全国大会では、保険学講座数の減少や保険学の地位の低下もさることながら、学会構成員を見ると40歳未満の会員数が54名で全体の2割であり、50-65歳の会員数90名の60%にすぎないので、50-65歳の学会員が引退して空いたポストの約半数は今の学会員はつくことがないという点を問題視して、大会のシンポジウムのテーマを若手研究者の育成とし、若手研究者に自分の研究をアピールする場としてポスターセッションが設けられるなどの改革が行われている²⁾。また、2018年度科学研究費助成事業審査システム改革案において、小区分「民法法学関連分野（05060）」、「金融およびファイナンス関連（07060）」および「商学関連分野（07090）」のすべてにおいて、「保険」というキーワードが削除されたことに対して、復活を求める対応を学会が行い、保険学をめぐる環境が厳しくなる中で、適切な対応がとら

2) この点に関しては、日本保険学会ホームページ（www.js-is.org/?p=3173、最終アクセス日2020年1月9日）を参照されたい。

れてもいる³⁾。

しかし、学会員が保険学の中での自分の専門分野の研究意義を考えることが重要であるものの、保険学という学問がどのような学問としてあるべきか、具体的な大学のカリキュラムとしていかにあるべきかということ、特にベテランの大学所属の学会員は考えるべきではないか。「大学における保険教育の調査」は、正に、この問題を考える機会を与え、各大学の事情に制約されながらも、大学所属の学会員が所属大学・学部のカリキュラムにおいて理想の保険学の体系を反映させる努力をすべきである。若手に対してベテランのポスト数が多いとはいっても、これまでのアンケートで趨勢的にみられた伝統的保険学の講座の削減は続いているのではないか。

そして、次代を担う若手研究者に保険学の体系を考えてもらうことも大切なことである。アンケート実施が数年前検討されたようであるが、ポスターセッションとなってしまったようである。大学教育改革が進んでいる点からも、教育改革を視野に入れながら、所属の大学・学部で保険学カリキュラムの在り方を考えることは重要であり、そのための基礎的情報がアンケートではないか。大学所属の学会員が、自分の所属する大学・学部で正々堂々と保険学の科目設置を主張できるようでなければならない。大学教育改革が保険学科目のさらなる削減に結び付くようなことがないようにしなければならない。大学所属の学会員が、所属の大学・学部で保険学分野の充実したカリキュラムの実現に向けた主張ができるような理論武装を可能とするために、アンケートで他大学の科目配置などを学ぶというのは重要である。ポスターセッションよりもアンケート実施の方が優先度は高いのではないか。

大学における保険教育は、迷走する大学教育改革に翻弄されることなく、所属の大学・学部を引き付けて、個別具体的にどのように改革していくのか、その方向にのって、一学問分野としての保険学の体系を考えて、

3) この点に関しては、日本保険学会ホームページ (<http://www.js-is.org/?p=3542>、最終アクセス日 2020 年 1 月 9 日) を参照されたい。

具体的な科目設置を行うべきである。その際、従来からのグローバル人材に加えて、近年デジタル革命を背景にデジタル人材の育成が求められていることを意識せざるを得ないであろう。保険に引き付けると、「InsurTech時代の保険学」として保険学の体系を考えなければならない。

体系を考えるにおいて、次の2点を織り込む必要があるだろう。1つは、課題先進国といわれる日本にとって、課題把握のキーワードは持続可能性（sustainable）である。少子高齢化が進む中で社会保障の持続可能性、そして、20世紀末に登場し、ようやくグローバルな課題として意識されてきた、もともとの意味合いである「持続可能な成長」（Sustainable Development）という地球環境面の持続可能性である。社会保障としての社会保険について保険学に引き付けた考察が重要であり、社会保障関連の科目との関係に配慮しつつ、保険学としての科目配置を考えなければならない。地球環境面の持続性については、SDGs（Sustainable Development Goals）、EGS投資、から金融論、環境論関連の科目との関係に配慮しつつ、保険・金融の資金の流れでこの課題の解決に応えることを目標にして、保険の金融的機能を重視した保険学としての科目配置が考えられなければならない。

この点に関連して、保険学における一般性・特殊性への配慮が、金融論との関係でますます求められるようになってきていることにも注意を要する。保険教育、研究の金融化の流れは時代要請として必要であるが、保険教育、研究の金融論への埋没となれば、過度な一般性となり、保障学としての保険学の消滅となろう。

もう1つは、すべての課題解決に対して、X-Techの発想で、デジタル革命に乗って問題解決を図る発想が必要であるということである。それこそがInsurTech時代の保険学となろう。

デジタル化が大きく社会経済を変化させており、現代社会をどう捉えるかが重要である。現代社会に対する正しい見方によってそれぞれの専門分野の歴史的課題が認識され、実践への指針を提供することが社会科学としての学問の使命である。大学大綱化（1991年）移行進められている大学教

育改革は、ますます新自由主義的な米国化・金融化の様相を帯び、世の中に役立つ大学教育ということで実学志向がみられる。数年前実学志向での文系学部軽視が「文系学部解体」として大問題となったが、コロナ禍のデジタル人材指向でさらに実学指向、文系軽視は進展しそうである。大学の職業専門学校化が進んでいる。

保険学は、保険関係学会に保険会社の実務家が多いことに明らかなように、実務に近い学問である。実務家出身の大学教授も多く、実業界による大学の授業なども多く行われている分野である。こうした傾向が大学の職業専門学校化を進めるのではなく、歴史的課題の認識と実践への指針を提供するという本来の学問の使命に役立ってほしい。

わが国初の近代的生命保険会社は1881年（明治14年）設立の明治生命保険会社（現在の明治安田生命保険会社の前身）である。同社は1981年創業100周年を迎えるにあたって、「明治生命100周年記念刊行会」を設け、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス4か国の定評ある生命保険発達史文献から各1冊を選んで翻訳し、刊行した。わが国保険学、保険史に対する貢献大というに留まらず、保険文化の発展に意義深いものである。このような実績のあるわが国保険業界であるから、大学の職業専門学校化に染まらぬ、本来の学問の使命への貢献を期待したい。

参考文献

- 久保村隆祐、荒川祐吉編 [1997] , 『商業学——現代流通の理論と政策』初版第3刷、有斐閣。
- Braun, Hendrich [1963] , *Geschichte der Lebensversicherung und der Lebensversicherungstechnik*, 2Aufl. Ducker & Humblot [水島一也訳 [1982] , 『生命保険史』明治生命100周年記念刊行会] 。
- 箸方幹逸 [1962] , 「保険市場と価格形成」『保険学雑誌』417、日本保険学会、pp.49-67。
- 箸方幹逸 [2003] , 「保険学の現状と課題——データ・ファーニーの“Versicherungswissenschaft——Quo vadis?”によせて」『東京経大学

- 誌』 232、pp.149-172。
- 石田重森 [1993] , 「第 1 章 保険史と保険学史」庭田範秋編『新保険学』有斐閣。
- 亀井利明 [1969] , 「第 1 章 序説」亀井利明編『保険経営学』青山書店。
- 亀井利明 [1993] , 『保険総論』 8 版、同文館。
- 木村栄一 [1990] , 「損害保険研究市場の人々」『損害保険研究』 51(4)、pp.203-256。
- 小林惟司 [1989] , 『日本保険思想の生成と展開』東洋経済新報社。
- 小林惟司 [1994] , 「保険教育の曙」『文献論集』 106、pp.1-49。
- 小林惟司 [1997] , 『保険思想の源流』千倉書房。
- 小島昌太郎 [1925] , 『保険本質論』有斐閣。
- 三浦義道 [1935] , 『保険学』改訂11版、巖松堂。
- 水島一也 [1967] , 『保険の競争理論』千倉書房。
- 水島一也 [1995] , 『現代保険経済』第 4 版 2 刷、千倉書房。
- 庭田範秋 [1970] , 『保険経営論』有斐閣。
- 庭田範秋 [1972] , 『保険理論の展開』初版第 5 刷、有斐閣。
- 庭田範秋 [1995] , 『新保険学総論』慶應通信。
- 大林良一 [1995] , 『保険理論』第 3 版第 10 刷、春秋社。
- 塗明憲 [1972] , 「Risk (危険) 概念について——Allan H.Willetを中心に」『商経学叢』 45、pp.201-223。
- 佐波宣平 [1951] , 『保険学講案』有斐閣。
- 志田俊郎 [2015] , 『日本商法・保険学のバイオニア 志田鉦太郎の生涯』文芸社。
- 下中弘編 [1995] , 『哲学事典』初版第 24 刷、平凡社。
- 杉本栄一 [1981] , 『近代経済学の解明 (上)』岩波書店。
- 高尾厚 [1987] , 「学界展望 保険市場と『応用ミクロ経済学』」『国民経済雑誌』 155(4)、pp.125-146。
- Willet, Allan H. [1951] , *The Economic Theory of Risk and Insurance*, New York, Columbia University Press.

米山高生 [2005] , 「保険学の将来と高等教育機関における保険教育の方向性——（財）生命保険文化センター助成プロジェクトの成果」 『生命保険論集』 153、pp.1-27。

(2021年2月稿)